

和歌山県・和歌山市国土強靱化共同本部設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に規定する国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)を和歌山県及び和歌山市において策定するにあたり、和歌山県及び和歌山市の地域計画の整合性を図るとともに、国土強靱化に関する施策を協調して推進するため、和歌山県・和歌山市国土強靱化共同本部(以下「共同本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 共同本部は、和歌山県及び和歌山市における次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域計画の案の総合調整に関すること。
- (2) 脆弱性の分析・評価に係る総合調整に関すること。
- (3) 国土強靱化に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、和歌山県知事及び和歌山市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、和歌山県企画部長及び和歌山市危機管理局長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、和歌山県にあつては国土強靱化地域計画対策本部(平成26年6月9日設置)の副本部長及び本部員を、和歌山市にあつては和歌山市国土強靱化地域計画検討会議(平成26年7月16日設置)の副会長及び委員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、共同本部の事務を総括し、共同本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長の職務を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(共同本部会議)

第5条 共同本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者の参加を求めることができる。

(庶務)

第6条 共同本部の庶務は、和歌山県企画部企画政策局企画総務課及び和歌山市危機管理局危機管理部総合防災課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、共同本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月26日から施行する。